

第 4 9 号議案

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 5 月 1 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

防疫等業務手当の特例について規定する必要がある。

## 中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年中野区条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の3項を加える。

- 2 保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。
- 3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。
- 4 附則第2項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第9条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第2項」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第4項までの規定は、令和2年1月27日から適用する。